

第 27 回労働政策審議会雇用環境・均等分科会 議事内容に関するご意見等について

- 議題 妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱について（諮問）

○ 作業等の内容と感染のおそれとの関係、及び感染のおそれと「心理的なストレス」の関係の確定は主治医においても困難である場合があるにもかかわらず、「感染のおそれに関する心理的なストレス」という理由により措置義務を課されるのは、事業主にとっては客観的な判断基準がないまま負担が生ずるといった問題があると思われる。

しかしながら、他方、新型コロナウイルスは感染力が極めて強い上にワクチンが開発されておらず、しかも現在有効とされている治療薬は妊娠中の女性には使用できないとされていること、そのため、妊娠中の女性にとっては在宅以外の就業において感染に関する不安が多々あると推定されること、個別相談事案について主治医が感染のおそれがある就業環境か否かを判断することは困難であるという事情がある。

こうした新型コロナウイルス感染症の特殊な事情に鑑みると、同感染症に限って指針を案のとおり改正することに賛成する。

○ 要綱の内容は、現下の状況の中で迅速に妊娠中の女性労働者及びその胎児に対する保護を図る観点から、対象期間の点を含め基本的に妥当なものであると考えますが、「女性労働者の作業等における新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的ストレス」に基づいた医師等による指導を想定している点については、上記の「心理的ストレス」と、新型コロナウイルス感染症への感染そのものによる健康被害又はそのおそれとの異同（想定される医師の指導内容や、事業主に求められる措置の内容などについての異同）など、その趣旨や想定されている制度のイメージがやや分かりにくいようにも思われる。

今後、要綱に沿った施策を実施するに際しては、妊娠中の女性労働者、それ以外の労働者、事業主それぞれの立場から制度の趣旨や内容が広く理解・納得され、妊娠中の女性労働者及びその胎児に対する保護が円滑に実現されるようにする観点から、上記のように「心理的ストレス」に基づく指導を想定した制度としたことについての根拠や趣旨、具体的な制度運用のイメージ（典型的に想定される指導の内容や事業主に求められる措置の内容等）などの点を中心とした、制度の趣旨、内容についての関係当事者への分かりやすい周知が重要であると考えます。

○ 妊婦や、支援する人たちの切実な声を踏まえた対応と受け止める。妊婦だけでなく、医師等や事業主を含め、関係者に対して十分な徹底をお願いしたい。その上で、事業主には自ら進んで職場の状況を把握し、当事者に仕組みを案内するなど、積極的な取り組みを求めたい。労働組合としても引き続き最善の対応に努めたい。

○ 休業させる場合の賃金の取り扱いは各事業主に委ねられているが、就労形態や雇用形態によって差が生じることは望ましくない。子ども・子育てを社会全体で支える観点からも、あり方について、政府内での検討をお願いしたい。

○ 2020年4月1日付で厚生労働省より連合に対して行われた要請にもあるとおり、一般的に妊

娠中に肺炎を起こした場合、妊娠していない時に比べて重症化する可能性があると言われてい  
る。そもそも感染防止に一層努めなければならない身体なのだということを引き続き周知して  
いただきたい。

○ 「心理的ストレス」とあるのは、妊婦本人が“具体的な症状の有無にかかわらず幅広く医師  
等に相談し、指導を受け、事業主に申し出られるようにするため”という理解でよいか。だと  
すれば、妊婦が躊躇することのないよう、不安な気持ちが尊重されるよう、その旨も医師等と  
事業主の双方に十分に周知願いたい。

○ 昨今の状況を踏まえ、時限措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置を明確化す  
るため告示を改正することについては賛成する。

○ 資金面やノウハウ等の面でテレワーク・在宅勤務を直ちに実施することが困難な中小企業  
や、そもそもテレワーク・在宅勤務に馴染まない業種の企業も少なからず存在する。

また、休業に関しても、雇用調整助成金について、各地商工会議所や全国の中小企業から、  
「都道府県労働局やハローワークの窓口が大変混雑しており、相談や申請をすることができな  
い」、「申請要件が複雑で分かりづらい」等の声が多く寄せられている。

したがって、中小企業の事業主が、新型コロナウイルス感染症に関する措置として「作業の  
制限、出勤の制限（在宅勤務又は休業をいう。）等の必要な措置を講ずる」際に、厚生労働省は  
当該措置に係る事業主への支援を講じていただきたい。

なお、当該措置に係る事業主への支援に関しては、例えば、当該措置を講じる必要がある事  
業主に対して、働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）や雇用調整助成金等の審査を  
他よりも迅速に実施することなどが考えられる。

○ 雇用調整助成金をはじめとする諸手続きについて、よりわかりやすく簡易なものにしていた  
だくとともに、事業主へのきめ細やかな支援と迅速な対応をお願いしたい。